

制 定 平成22年4月1日
最近改正 令和7年4月1日

大阪市障がい者リハビリテーション促進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市障がい者リハビリテーション促進事業費（以下「事業費」という。）の支給にかかる申請、決定等について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護に関する事業又は同条第12項に規定する自立訓練のうち、生活訓練に関する事業及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援及び同条第3項に規定する放課後等デイサービスに関する事業を大阪市内において実施する事業所（以下「該当事業所」という。）を利用する障がい者（児）（ただし、施設入所支援を併せて利用する者及び大阪市以外の地方公共団体が運営する事業所を利用する者及び主として重症心身障がい児を通わせる放課後等デイサービス事業所及び児童発達支援事業所を利用する者を除く）へのリハビリテーション提供の促進を図ることを目的とする。

(支給対象者)

第3条 この要綱による支給を受けることができる者は、次の各号に定める全ての要件を満たす該当事業所において、リハビリテーションの提供を受ける大阪市内に居住する利用者とする。

- (1) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のいずれか専門職を配置している。
- (2) 利用者の個別支援計画にリハビリテーションの実施が記載されている。
- (3) 医師の指示に基づいて、利用者個別にリハビリテーション実施計画を立てている。
- (4) 第1号に定める専門職により、実際にリハビリテーションの提供を行なっている。
- (5) リハビリテーション実施計画に対するアセスメントや必要な見直しが定期的に行なわれている。

(支給金額)

第4条 本事業による支給金額は、別表により定める金額に、支給対象者にリハビリテーションを提供した時間を乗じて得た額とする。

- 2 支給金額は、支給対象者の要件を満たし、支給の決定が行われた日から支給する。

(支給の申請)

- 第5条 この事業費の支給を申請しようとする支給対象者（以下「申請者」という。）は、「大阪市障がい者リハビリテーション促進事業費支給申請書（様式第1号）」により、該当事業所長（管理者）を経由して、利用開始日までに市長に支給の申請を行なわなければならない。
- 2 該当事業所長（管理者）は、支給対象者の申請書を取りまとめ、次に掲げる書類を添付して大阪市長へ提出しなければならない。
- (1) リハビリテーション利用者一覧表（様式第10号）
 - (2) リハビリテーション利用者にかかる個別支援計画書の写し（個人別）
 - (3) リハビリテーション実施計画書（個人別）
 - (4) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士にかかる雇用契約書又は労働条件通知書の写し
 - (5) 職員勤務予定（実績）一覧表（直近の専門職従事月のもの）
 - (6) リハビリテーション提供体制加算届出書の写し（生活介護事業所である場合のみ）
 - (7) 特別支援加算届出書及び児童指導員等加配加算届出書の写し（放課後等デイサービス及び児童発達支援事業所である場合のみ）

(支給の決定)

- 第6条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、支給が必要であると認めたときは、「大阪市障がい者リハビリテーション促進事業費支給決定通知書（様式第2号）」により該当事業所長（管理者）を経由してすみやかに申請者へ通知するものとする。
- 2 市長は、前項の調査の結果、支給が不適当であると認めたときは、理由を付して、「大阪市障がい者リハビリテーション促進事業費不支給決定通知書（様式第3号）」により該当事業所長（管理者）を経由してすみやかに申請者へ通知するものとする。

(申請内容の変更等)

- 第7条 前条の規定により支給の決定を受けた支給対象者（以下「支給決定者」という。）が、年度途中に第3条に定める支給対象者でなくなった場合及び申請内容に変更があったときは、変更の内容を証する書類を添付し、「大阪市障がい者リハビリテーション促進事業費支給変更申請書（様式第4-1号）」により該当事業所長（管理者）を経由して市長に提出しなければならない。
- 2 該当事業所長（管理者）は法人、事業所の事項、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の変更が生じた場合は、「大阪市障がい者リハビリテーション促進事業費該当事業変更届（様式第4-2号）」を市長に提出しなければならない。

(申請内容の変更による決定の取消し等)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、「大阪市障がい者リハビリテーション促進事業費支給決定内容変更通知書（様式第5号）」により該当事業所長（管理者）を経由してすみやかに支給決定者へ通知するものとする。

2 市長は、前条の変更等により支給決定の一部又は全部の取り消しが必要であると認めたときは、「大阪市障がい者リハビリテーション促進事業費支給決定取消通知書（様式第6号）」により該当事業所長（管理者）を経由してすみやかに支給決定者へ通知するものとする。

(事情変更による決定の取消等)

第9条 市長は、支給申請の全部若しくは一部を取り消し、又はその申請の内容若しくはこれに付した条件を変更するときは、「大阪市障がい者リハビリテーション促進事業費事情変更による支給申請取消・変更通知書（様式第7号）」により行なうものとする。

(実績報告)

第10条 該当事業所長（管理者）は、リハビリテーションの実施状況について、原則として、4月から6月まで、7月から9月まで、10月から12月まで、1月から3月まで、の各区分による期間（以下、「四半期」という）ごとに、当該四半期の翌四半期の初月10日までに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 大阪市障がい者リハビリテーション促進事業費実績報告書（様式第8—1号）
- (2) 大阪市障がい者リハビリテーション促進事業費実績報告明細書（様式第8—2号）
- (3) リハビリテーション実施状況報告書（専門職により個別のリハビリテーションを実施している場合は別紙1、複数の利用者に対して1名の専門職により同時にリハビリテーションを実施している場合は別紙2）
- (4) サービス提供実績記録票の写し

(支給手続き)

第11条 前条に定める実績報告の後、支給決定者が事業費を請求しようとする場合は、原則として四半期ごとに、当該四半期の翌四半期の初月末日までに、大阪市が規定する請求書により該当事業所長（管理者）を経由して市長に請求しなければならない。

(代理受領)

第12条 該当事業所長（管理者）は、代理受領届出書（様式第9号）を大阪市長へ提出することにより、支給決定者に代わり前条の支給手続きを行ない、該当事業所に事業費の支払いを行なうことができる。

(支給方法)

第13条 市長は、第11条又は前条の請求があった場合、30日以内に事業費を支給する。

(返還)

第14条 市長は、支給決定者又は該当事業所長（管理者）がこの要綱に違反または虚偽の申請をして事業費の支給を受けたときは、直ちに支給を停止し、また、すでに支給した金額について支給決定者または該当事業所長（管理者）へ返還を求めることができる。

(調査報告)

第15条 市長は、該当事業所長（管理者）に対して、事業費の執行状況等について、必要な書類、帳票等を調査し、報告を求めることができる。

(関係書類の整備)

第16条 該当事業所長（管理者）は、事業費の收支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第6条の通知を受けた日の属する年度の末日から5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

算定時間	事業名	単価
30分	生活介護	715円から障がい福祉サービス等の報酬におけるリハビリテーション加算額を減じた額
	自立訓練（生活訓練）	715円
	放課後等デイサービス 児童発達支援	715円から児童福祉サービス等の報酬における特別支援加算額、または児童指導員等加配加算（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）額を減じた額
1時間	生活介護	1,429円から障がい福祉サービス等の報酬におけるリハビリテーション加算額を減じた額
	自立訓練（生活訓練）	1,429円
	放課後等デイサービス 児童発達支援	1,429円から児童福祉サービス等の報酬における特別支援加算額、または児童指導員等加配加算（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）額を減じた額

〈 別表 〉

※支給金額の算定にあたっては、支給決定者ごとにリハビリテーション提供時間数に応じた金額（30分単位・1時間単位）を算定し、1ヶ月の合計金額を算出した上で、該当事業所としての合計金額を算出すること。

※算定時間の考え方については以下のとおりとする。

算定時間	リハビリテーション提供時間
30分	20分以上45分未満の場合
1時間	45分以上1時間15分未満の場合
1時間30分	1時間15分以上1時間45分未満の場合
2時間	1時間45分以上2時間15分未満の場合

※なお、1日に2時間15分を超えてリハビリテーションが必要となる場合は、事前に障がい支援課と協議すること。

※複数人に対してリハビリテーションを提供した場合は、1人あたりの時間に割り戻して算定する。

年度大阪市障がい者リハビリテーション促進事業費支給申請書

年 月 日

大阪市長 様

申請者	住所	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
	事業所名	

<利用者が児童の場合>

児童氏名	
生年月日	年 月 日

次のとおり障がい者リハビリテーション促進事業費の支給を申請します。

リハビリテーション提供開始年月日	年 月 日
障がい者リハビリテーション促進事業費支給申請期間（単年度ごとの申請）	年 月 日 から 年 月 日

大福祉 第 号
年 月 日

大阪市障がい者リハビリテーション促進事業費支給決定通知書

様

(事業所名 :)

大阪市長

(担当 福祉局障がい者施策部障がい支援課)

年 月 日付けで申請がありました 年度大阪市障がい者リハビリテーション促進事業費の支給について、次のとおり決定したので通知します。

支給決定番号			
対象者（児）			
支給決定期間	年 月 日から	年 月 日まで	

大福祉 号
年 月 日

大阪市障がい者リハビリテーション促進事業費不支給決定通知書

様

（事業所名： ）

大阪市長

（担当 福祉局障がい者施策部障がい支援課）

年 月 日付けで申請がありました 年度大阪市障がい者リハビリテーション促進事業費の支給について、次の理由により支給しないことを決定しましたので通知します。

対象者（児）	
不支給理由	

大阪市障がい者リハビリテーション促進事業費支給変更申請書

年 月 日

大阪市長 様

申請者	住所	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
	事業所名	

<利用者が児童の場合>

児童氏名	
生年月日	年 月 日

次のとおり変更になったため、申請します。

変更事由

- 住所の変更
- 氏名の変更
- 利用の中止 (中止年月日 年 月 日)
- その他の ()

変更前	
-----	--

変更後	
-----	--

<添付書類>

変更後の内容が確認できるもの

大阪市障がい者リハビリテーション促進事業変更届

年 月 日

大阪市長 様

法 人	住 所	
	名 称	
	代表者	
事 業 所	住 所	
	名 称	
	管理者	

次のとおり該当事業者の変更が生じたので届け出ます。

- 法 人 住所 名称 その他 ()
 事業所

変更前	
変更後	

〈添付書類〉

- ・ 変更後のリハビリテーション提供体制加算届出書の写し（生活介護事業所である場合のみ）
- ・ その他変更後の内容が確認できるもの

- 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の変更

- その他 ()

変更前	
変更後	

〈添付書類〉

- ・ 変更後の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士にかかる雇用契約書または労働条件通知書の写し
- ・ 変更後の職員勤務予定（実績）一覧表（直近の専門職従事月のもの）
- ・ その他変更後の内容が確認できるもの

大福祉 号
年 月 日

大阪市障がい者リハビリテーション促進事業費支給決定内容変更通知書

様

(事業所名 :)

大阪市長

(担当 福祉局障がい者施策部障がい支援課)

年 月 日 付けて変更申請のありました大阪市障がい者リハビリテーション
促進事業費の支給について、次のとおり変更承認します。

対象者（児）		
変更前	支給決定内容	
	支給決定期間	
変更後	支給決定内容	
	支給決定期間	

大福祉 号
年 月 日

大阪市障がい者リハビリテーション促進事業費支給決定取消通知書

様

（事業所名： ）

大阪市長

（担当 福祉局障がい者施策部障がい支援課）

年 月 日付け大福祉第 号で決定した 年度大阪市障がい者リハビリテーション促進事業費の支給について、次のとおり全部又は一部を取り消すことを決定したので通知します。

対象者（児）	
支給取消年月日	年 月 日
取消事由	

大福祉 号
年 月 日

大阪市障がい者リハビリテーション促進事業費事情変更による支給申請取消・変更通知書

様

(事業所名 :)

大阪市長
(担当 福祉局障がい者施策部障がい支援課)

年 月 日付け大福祉第 号で決定した 年度大阪市障がい者リハビリテーション促進事業費の支給について、次のとおり全部又は一部を取り消すことを決定したので通知します。

対象者(児)	
支給取消年月日	年 月 日
取消事由	

大阪市障がい者リハビリテーション促進事業費実績報告書

大阪市長様

所在地

事業所名
(法人名)

代表者

年第 四半期分の大阪市障がい者リハビリテーション促進事業費の請求の内訳は、下記のとおりです。

記

金 円

[内訳]

サービス提供月	事業費
月	円
月	円
月	円

【添付資料】

- (1) 大阪市障がい者リハビリテーション促進事業費実績報告明細書
- (2) リハビリテーション実施状況報告書（別紙1又は別紙2）
- (3) サービス提供実績記録票の写し

※本市記入欄

審査日
年 月 日

大阪市障がい者リハビリテーション促進事業費実績報告明細書 (年 月分)

金 円

支給決定番号	利用者氏名	リハビリ実施時間	金額	合計金額
1		1時間 回	円	円
		30分 回	円	
2		1時間 回	円	円
		30分 回	円	
3		1時間 回	円	円
		30分 回	円	
4		1時間 回	円	円
		30分 回	円	
5		1時間 回	円	円
		30分 回	円	
6		1時間 回	円	円
		30分 回	円	
7		1時間 回	円	円
		30分 回	円	
8		1時間 回	円	円
		30分 回	円	
9		1時間 回	円	円
		30分 回	円	
10		1時間 回	円	円
		30分 回	円	
11		1時間 回	円	円
		30分 回	円	
12		1時間 回	円	円
		30分 回	円	
13		1時間 回	円	円
		30分 回	円	
14		1時間 回	円	円
		30分 回	円	
15		1時間 回	円	円
	合計	1時間 回	円	円
		30分 回	円	

注: 金額については、利用者ごとの合計時間数により算定を行い、事業者としての合計金額を算定すること

代理受領届出書

大阪市長 様

所在地

事業所名

代表者

大阪市障がい者リハビリテーション促進事業費の請求について、代理受領を行なうことを
届出いたします。

事業所名	
請求年月	年 月請求分より

リハビリテーション利用者一覧表

	対象者（児）氏名	開始年月日	終了年月日
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			

年 月分

リハビリテーション実施状況報告書

(別紙1)

受給者証番号		支給決定番号		事業所番号		
				法人及び その事業所		
支給決定障がい 者(児)氏名			契約支給量			

リハビリテーション実施状況報告書

			リハビリ提供日 及び提供時間	1人あたり時 間数 (提供時間 数÷人數)	1時間単位(回数)	30分単位(回数)												
NO	支給決定番号	利用者名	日 ：～：	日 ：～：	日 ：～：	1時間単位(回数)	30分単位(回数)											
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		

注1:利用者がNO13以上になる場合は2枚目に記入してください。また、NO1～12の利用者について利用日が複数枚に及ぶ場合は1枚目-2として記入してください。

注2:1時間単位数には、1日のサービス提供が1時間単位で提供された回数、30分単位数には30分単位で提供された回数を記入してください。1日のサービス提供時間が1.5時間である場合については1時間の欄に合計時間として記入してください。